

令和8年第2回大町町議会（定例会）会議録（第5号）						
招集年月日	令和8年3月9日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和8年3月19日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	閉会	令和8年3月19日	午前10時15分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	8番	藤瀬都子	2番	三根和之		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	山口順也		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	川原恵		
	会計管理者	宮崎貴浩	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	亀川修		
	企画政策課長	藤瀬善徳	町民課長	吉村秀彦		
	町民課参事	副島徳二郎	子育て・健康課長	灰塚重則		
	福祉課長	釘本あゆみ	子ども保育課長	前山正生		
農林建設課長	古賀九州男	教育委員会事務局長	井手勝也			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 3 月 19 日

日程第 1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第 2 継続審査について

日程第 3 追加議案の報告及び上程

日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

午前 9 時 30 分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 8 年第 2 回大町町議会定例会 5 日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第 1. 本定例会の議案を議題といたします。

各委員会に付託をいたしました議案に関し、各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（三谷英史君）

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告します。

議案第 4 号 大町町行政手続条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号 大町町定住促進条例の一部を改正する条例について、議案第 16 号 大町町過疎地域持続的発展計画（後期）（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、全ての議案について、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（藤瀬都子君）

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告いたします。

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 大町町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、全ての議案について、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

予算特別委員長。

○予算特別委員長（三根和之君）

議会休会中に当予算特別委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大町町一般会計補正予算（第6号）について）、議案第8号 令和7年度大町町一般会計補正予算（第7号）について、議案第9号 令和7年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第10号 令和7年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第11号 令和7年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第12号 令和8年度大町町一般会計予算について、議案第13号 令和8年度大町町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第14号 令和8年度大町町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号 令和8年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計予算について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け慎重に審査いたしました結果、全ての議案について、それぞれ原案どおり承認、可決すべきものと決定いたしました。

以上で当予算特別委員会に付託された議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、採決に移ります。

議案第3号については、予算特別委員会委員長報告どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第4号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第4号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第5号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第5号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第6号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第6号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第7号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第7号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第8号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第8号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第9号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第9号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第10号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第10号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第11号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第11号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第12号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。6番早田議員。

○6番（早田康成君）

反対討論を申し上げます。

中身としては、大町ふるさと館指定管理者管理業務委託及びふるさと応援寄附金一括管理業務委託についてであります。

まず、大町ふるさと館指定管理者管理業務委託についてでありますけれども、この業務委託は言うまでもなく、ふるさと館の施設全般について管理業務を委託しているところでございます。その委託の大きな目的は、町民が利用する食堂及び物産店の存続のための維持管理、そして、利便性のある施設にすることです。食堂及び土産物店等の営業により当該店舗での売上げを上げ、繁栄させて、店舗としての町民のための場所として維持していくための業務委託というふうに考えています。

普通、食堂や店舗を構えようとするれば、電気代、ガス代、水道代、また営業全般にわたる資金は自費で行われます。店舗借上げの必要性があれば、家賃等も自己責任の下で営業なされるのが世の習いだと考えます。ただ、ここは違い、このふるさと館の維持管理費は、店舗

等以外の施設の管理が依頼されているところから、人件費、整備環境費等の経費は必要であろうというふうに考えます。そのため、当初300万円の必要経費をもって食堂店舗の営業を中心とした業務が委託されました。昨今の社会動向の変化もあるであろうことから、次の年には維持管理運営に600万円が計上されたところであります。

これまで2倍の業務委託があったわけであります。当時、担当者から丁寧に説明を受けたものの、疑念をずっと持っていたのは確かなことであります。

そして、今回、8年度は800万円ということで、昨年度より200万円の増額であります。疑念を抱いているところにこの増額につきましては納得ができないということから、行政側からの説明で、人件費、保険代、修繕費、ガス、水道、電気、このガス、水道、電気については50%ということですが、支出。これまで優遇してやらなければならないのかということが理解できません。食堂、店舗を経営すれば利益も当然出てくるでしょう。そして、その利益をもって委託者の賃金は算出できると思うのが普通ではないか。行政側から食堂、店舗営業へ何から何まで支出することについて、なぜそこまでということと、企業努力の面においてどうなっているかといった町民の声から納得するものではない。

また、概略的資料と口頭説明だけで必要経費の詳細たるものの根拠が示されておらず、反対せざるを得ない。関係する者、初志を忘れてはならない。

次に、ふるさと応援寄附金一括管理業務委託について反対する。

大町への寄附は、令和5年度まで8億円程度の寄附があった。ところで、昨年度の佐賀県下の市町の寄附金の現状を見てみると、昨年度における21市町のうち16市町が10億円を超えている。大町は、昨年度は関連機器の破損等の問題があって1億4,000万円弱ということで、21市町のうち最下位の21位だった。これは仕方ないところである。

また、本年度のふるさと応援寄附金については、確定はまだしていないけれども、2億2,000万円程度というふうに説明を受けている。これはまだ全ての市町の寄附金が提示されていないので分からないけれども、昨年度の21市町の寄附金から照らし合わせてみると、昨年度、20番目の寄附金であった金額から見て、本年度も21番目になるように推測するものである。

現在、大町はふるさと応援寄附金管理業務は外部委託としているが、数年前まで役場において嘱託職員を雇って業務を行っていた。寄附金もそれなりの成果はあったように記憶するところである。現在、自治体自ら業務を行っているところは7市町、8市町あるかも分かり

ません、7市町が確認したところであります。それぞれ高額な寄附が行われているわけでございます。

先ほど挙げた、大町の本年度の寄附額、2億2,000万円程度の寄附であれば、わざわざ外部委託せずとも、町の職員または専属の嘱託職員による業務は可能と考えているわけです。今の嘱託業者がどうのこうののではなく、業務委託料分が町の増収となること、以前は委託業者なしでもやってこれたことから、寄附額の現状から行政側に業務の移行ができないかというふうを考える。現在の委託業者はふるさと館の業務委託も行っており、業務の煩雑性もあるかと思うところでもある。

以上、2つについて反対をいたします。

以上です。

○議長（諸石重信君）

賛成討論ございませんか。5番山下議員。

○5番（山下淳也君）

賛成討論をいたします。

ふるさと館業務委託等について今回増額となっておりますが、昨今の水道光熱費の上昇、また急激な人件費の上昇等があり、積算根拠等の資料も提出していただき、妥当なものだと判断いたします。

また、当初予算におきましては、AIを活用した住民サービス向上事業、町制90周年記念事業といたしまして町のPR事業等、大町の今後、未来、町制100周年に向けて、また次なる100年に向けて足がかりとなる様々な事業が今年度当初予算に上げられておるとい、それらのことを執行部より丁寧な説明を受け、妥当と判断し、賛成討論といたします。

○議長（諸石重信君）

反対討論ございませんか。4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

私はふるさと館の指定管理料の200万円アップについて反対いたします。

私はふるさと館のLINEの会員登録をしています。毎日のようにLINEが入ってきます。こういうことをやっていますよ、おかずの配達もやっていますよと頑張っておられる。以前、マグロの解体ショーなんかもやられましたね。私も行きました。子供たちが前に並んで、興味津々で見えていました。だから、以前の指定管理業者に比べると、格段と町のPR等に少な

らず貢献されているというところで、おお、頑張っているなというふうな認識を基本的に持っています。町のほうも大町町のPRにも貢献されているということ踏まえた上でのものもろの配慮をされているということである御説明がありまして、基本的には、私は理解するところでございます。

ただ、1点だけ。以前の管理者は300万円でやっていたんですね。前任者も前々任者も指定管理料は300万円。いろいろお話を伺っていると、これじゃ、やっていけませんと、光熱費の経費、人件費なんかもとんでもない費用がかかるので、町にも人件費を一部負担してもらえないかと相談もしたと。ところが、結果的には、そのときには町は動かなかった。300万円から600万円に、最初はびっくりしましたけれども、倍に上がっちゃったわけです。300万円が400万円ぐらいだったら、それは大変だからと分かるけれども、ほんと600万円。へえ、すごく思い切ったことをやったなというふうに思いました。ところが、1年かそこらでさらに200万円アップすると。300万円だったのが800万円。この単年度において、度重なるアップにちょっと驚いています。諸物価高騰、光熱水費の高騰、あと人件費が最低賃金が上がったということでの配慮は分かりますけれども、物価高や光熱水費高騰に苦しんでいるのはふるさと館だけじゃないですからね。町民全体が同じ苦しみを味わっている。そういう状況下で、単年度で300万円から600万円、さらに200万円アップで800万円という、その数字の変化に町民の方は理解が追いつくのかどうか。

だから、私はふるさと館の委託期間というのは最低3年だというふうに伺っていますので、3年間は何とか600万円で頑張ってもらって、その段階で、どうしてもこれはもっと補助しなきゃいかんだろうというふうな判断をしていただければ、多少は納得できるかもしれませんが、まだ任期途中というか、300万円も上げた後、1年やそこらでさらに200万円上げるとい、この早急なというか、過剰な対応に私は理解はできるけれども、納得はできない、そういう思いで反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

賛成討論ございませんか。8番藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

今回、担当課のほうからもいろいろな資料を出していただきまして、時間をかけて慎重に審査をいたしました。その結果、私は賛成といたします。

○議長（諸石重信君）

反対討論ございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

議案第12号、2款．総務費、9目．ふるさと創生費、ワインプロジェクト促進業務委託料480万円、10目．地域おこし協力隊事業費の中のワインプロジェクト業務委託料549万円、この2科目について反対をいたします。

ワインプロジェクトとは、従来からの説明によりますと、大町で栽培されたブドウを使った佐賀県初のワインを大町の特産品ブランドとして確立するまで事業者と共に主体的に取り組んでいくというふうに説明を受けました。これによると、大町町は事業達成まで支援を続けていくことになると思われまます。ほかの自治体で一般的に行われております特産品開発事業というものは、地元で既に広く生産、または栽培されている、そういうふうな生産物、物に対して地域ブランドとして価値を高めていく、そのために支援を行っていく、こういった事業を行われております。ところが、本町のこの事業はまさにゼロからの出発であり、ブドウの栽培をはじめワイン製造、販売、ブランドとして確立するに至るまで全ての工程において初の試みとなります。しかも、長期間を要する事業となります。このため、資金面、技術面において多大なリスクを負うことが容易に想像できます。

人口が6,000人を割り、財政規模も弱小の零細自治体が、しかも、何ら知識も経験もない中で、果たして事業としてやっていけるのかという素朴な疑問が湧きます。このように背負うリスクが大き過ぎると懸念をしております。この理由でもって反対をいたします。

引き続きまして、2款．総務費、9目．企画費、複合施設建設支援業務委託料212万円、これについても反対いたします。

これまで町民の理解が十分に得られていないということで、この関連の予算につきましては反対をしてきました。

昨年、議会が主催をいたします議会報告会が初めて開催をされました。その中で、この複合施設の建設に関して出されました意見を紹介しますと、総事業費、用地取得費は幾らぐらいになるのか、補助金を利用して建設するということだが、町が実際する負担は幾らぐらいになるのか、毎年の返済額はどのくらいになるのか、毎年の維持管理費は幾らぐらいになるのか、以上、こういった財政に関する質問がありました。引き続きまして、浸水の心配のある地域になぜ建設をするのか、中央公民館との併設、また敷地内の建設を検討すべきではな

いのか、以上、建設予定地に関する質問もありました。それに引き続きまして、いろいろと住民の心配の声がある中で何を急いで進める必要があるのか、建設は決定しているのか、以上、いろいろな町民からの意見が出されました。

もちろん賛成意見もございました。町内にこういう施設を建設することで、この施設を利用することにより、他町から町内に入ってこられて町が活性化するとか、町のPRになるからいいんじゃないかという意見も確かにありました。

しかし、相対的にあの議論といたしますか、町民の意見を聞いていますと、町民の理解は依然として深まっていないというふうに私は判断いたします。そういうことで、以上の理由によって反対をいたします。

このほか、大町町ふるさと館指定管理業務委託料800万円、当初予算から200万円アップしております。それと、ふるさと応援寄附金一括管理業務委託料3,200万円、これも3年契約、1年ごとの契約であるはずですがけれども、そういうふうな手法を取られていないという、この詳細の理由につきましては議案質疑、そしてまた、委員会質疑で既に述べたとおりでございますので、省略いたします。

以上で私からの反対討論を終わります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

賛成討論ございませんか。3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

議案第12号、令和8年度大町町一般会計当初予算に原案賛成の立場から討論いたします。

この当初予算については、町制90周年記念事業や、前年からのアニメツーリズム、地域おこし協力隊事業であるワインプロジェクトや特産品開発、観光PR事業などの内容説明を委員会において執行部より十分な説明を受け、賛成が妥当であると判断いたしました。

特に、町制90周年記念事業における先進事業として、住民の健康促進などにつなげるAI活用住民サービス向上事業など、大町町として将来を見据えた事業であり、全国的な人口減や高齢化の町の現状を踏まえ、特徴のある町づくりと住民が安心して暮らしていける環境づくりが何より大切と考え、以上、賛成討論といたします。

○議長（諸石重信君）

全議員の討論が出ましたので、次に採決に移ります。

原案に対し、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（諸石重信君）

賛成多数と認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第13号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第14号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第14号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第15号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第15号については、予算特別委員会委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第16号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第16号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

た。

日程第2 継続審査について

○議長（諸石重信君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、議案1件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案の報告及び上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3. 追加議案の報告及び上程、日程第4. 提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3 追加議案の報告及び上程

○議長（諸石重信君）

日程第3. 本日議案1件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第17号を上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第4．これより追加議案の提案理由の説明を行います。

提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。本定例会の開会日をお願いをしておりました追加議案としまして、大町町教育委員会委員の人事案件につきまして御審議賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

これより追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第17号 大町町教育委員会委員の任命について。

大町町教育委員会委員の任期は4年となっており、小笠原誠一氏が令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに竹内宜典氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第17号については、町長提案どおり、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、大町町教育委員会委員には竹内宜典氏を任命同意することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和8年第2回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時15分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月19日

議 長 諸 石 重 信

会議録署名議員 藤 瀬 都 子

会議録署名議員 三 根 和 之

局 長 坂 井 清 英